

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第百四十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年四月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県行田市長野九四三号

三 都市計画事業の種類及び名称

加須都市計画道路事業三・四・二十七号栗原大利根加須線

四 事業施行期間

令和七年四月十一日から令和十七年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県加須市大字琴寄字上川島、字浪寄、字荒川、字前通の二、字前通の一、字西後川、字東前通及び字後川の三並びに大字北下新井字野中地内

ロ 使用の部分

埼玉県加須市大字琴寄字西後川地内